

「B I S 規制」見直し第3次市中協議案：Q & A

問1 新規制の基本的枠組み如何。

現行規制

新規制

第1の柱：最低自己資本比率規制

自己資本

自己資本（現行のまま）

8%

8%

信用リスク + 市場リスク

信用リスク + 市場リスク + オペレショナル・リスク

現行規制では単一の計算方式しかないが、新規制では、銀行が

- 「標準的手法」(現行規制を一部修正した方式)
- 「内部格付手法」(行内格付けを利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式)

のうちから自らに適する手法を選択

事務事故や不正行為で損失が生じるリスク。粗利を基準に計測する手法と、過去の損失実績などをもとに計測する手法とのうちから、銀行が自らに適する手法を選択。邦銀では分母全体の5%程度となる見通し。

オペリスクが追加される分、信用リスクを中小企業・個人向けを中心に軽減するので全体の負担は概ね現行並

第2の柱：監督上の検証

銀行自身が経営上必要な自己資本額を検討

先を読んで資本戦略を策定 妥当性を当局が検証

第3の柱：市場規律

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める

問2 なぜ見直しが必要なのか。

1988年(昭和63年)に現行のB I S 規制ができて既に10年以上を経ており、以下のように現状にそぐわない面が出てきたためである。

- (1) 銀行の抱えるリスクが複雑化、高度化する中で、金融システムの安定を確保するためには、規制で最低自己資本比率を課すだけでなく、銀行自身の内部管理や、市場規律に重点を置いていく必要が高くなったこと。
- (2) 銀行の業務内容やリスク管理の手法が多様化する中で、すべての銀行に同じリスク計測手法の採用を求め続けるならば、却ってリスク管理の向上の妨げとなりかねないことから、多様な選択肢を提供する必要が高くなったこと。
- (3) 現行規制では、リスクの把握が大雑把であるため、取引に歪みを生じる例もでてきた。また、オペレーショナル・リスクのように、現行規制では十分把握できないリスクの重要性も増してきた。このため、リスク計測を精緻化する必要が高くなってきたこと。

問3 第3次市中協議案において新たに示された点は何か。

基本的な枠組みにおいて変更はないが、以下のような点の修正が行われた。

標準的手法（内部格付手法については技術的調整のみ）

- (1) 住宅ローンのリスク・ウェイトを現行規制より3割引き下げる（リスク・ウェイト50%→35%）。
- (2) 90日以上延滞債権のリスク・ウェイトは一律150%とされていたが、十分な引当がされているものについては、リスク・ウェイトを100%乃至50%まで引き下げる。
- (3) 企業向け与信のリスク評価に当たり、格付会社の格付を利用しないことも認める。

担保・保証等の効果

クレジットデリバティブによるヘッジ効果について、邦銀の融資実務にも対応する形で要件を緩和（相対融資の場合に条件緩和をカバーする契約となっていなくてもリスク削減効果を認める）

第3の柱（市場規律）

内部格付手法に関する開示項目の簡素化

問4 邦銀への影響についてどうみているか。

1. 新B I S規制は、銀行の内部管理の仕組みを生かしてリスクをより正確に規制に反映することを目指しており、邦銀のリスク管理の向上、経営の合理化にも資するものと考えられる。
2. 新B I S規制が所要自己資本の水準に与える影響については、昨年末にバーゼル委員会の要請により各国の銀行が試算をしている。邦銀全体としてみれば、平均でリスクアセットが2%の減少（負担減）となっており、概ね現行規制と同様の水準となっている。
（注）邦銀からは66行が試算を行った。
3. また、個々の銀行についてみれば重くなるところも軽くなるところもあるが、大きなばらつきはなく、重くなった先についても今後2006年末までに不良債権処理等を進めれば対応は十分可能と考えられる。

問5 日本の金融当局としては、これまでどのような主張を行ってきたのか。

主な点を例として挙げれば以下の通り。

我が国の金融機関の内部管理手法の実態等を考慮し、一律の規制を見直し、多様なリスク管理手法をできるだけ活用できるものとする
こと。

小口貸付のリスク分散効果など、個人向け融資、中小企業融資の特性を考慮した取扱いを盛り込むこと。

平均的な所要自己資本の水準を現行規制よりも重くするような見直しとしないこと。

（注）その他、次のような点も主張してきた。

- (1) 標準的手法において、格付会社の利用を義務付けないこと。また、国の格付については、格付会社によるものだけではなく、OECDの基準に沿って輸出信用機関（わが国の場合は国際協力銀行や貿易保険）などが公表している格付も利用できることとすること
- (2) 内部格付手法におけるリスク・ウェイト格差を縮小することにより、景気変動に伴う自己資本比率の変動をできるだけ抑制すること

- (3) 内部格付手法において不動産担保によるリスク削減効果を盛り込むこと
- (4) 引当金と所要自己資本の関係について適切な整理を行うこと
- (5) 邦銀の事務の正確性が十分に反映されるようなオペレーショナル・リスク計測手法を選択肢の一つとして盛り込むこと

問6 見直しによって中小企業等への貸し渋りが生じることはないか。

1. バーゼル委員会は、見直し後のB I S規制の平均的な自己資本の負担水準を現行規制と比較して、重くも軽くもしないとの方針を示している。
2. また、個人・中小企業向け与信については、下記のように小口分散効果に配慮した取扱いも盛り込まれている。

標準的手法（地銀等大半の銀行が利用すると見込まれる手法）については、与信額1億円未満の個人・中小企業向け与信について、現行のリスク・ウェイトから25%引き下げ、75%のリスク・ウェイトとし、また、住宅ローンについてはリスク・ウェイトを現行規制よりも3割削減し、35%とすることとされている。

内部格付手法（主要行等が選択すると見込まれる手法）では、個人、中小企業向け与信については、同様の与信特性でも大企業向け与信と比べ所要自己資本が軽減されるような算式が示されている。

3. 以上のようなことから、今回の見直しが中小企業等への貸し渋りの原因となるとは考えていない。

問7 今回の見直しの地域金融機関や協同組織金融機関に与える影響如何。今回の見直しは国内基準にもそのまま適用するのか。

1. 我が国の自己資本比率規制は、国際的に活動している金融機関（現在19行）を対象とした国際統一基準と、その他の金融機関（地銀の多く、第二地銀、信金、信組）を対象とした国内基準からなっている。

2. 今回のB I S規制の見直しは、もっぱら分母の計算にかかるものであるが、現行の国内基準は、分母の計算の仕方については、B I S規制にそのまま準拠した形となっている。
3. 今回の見直しを、国内基準にどのように適用するかについては、新規制の最終的な仕上がりを見極めつつ判断すべき問題と考える。

問8 今回の見直し案では、銀行の株式保有リスクについてはどのように扱われているのか。

1. 標準的手法においては、銀行の保有株式のリスク・ウェイトは、現行規制同様、100%とされている。
2. また、内部格付手法においては、以下のように定められている。

信用リスクの把握に重点をおいた方式と価格変動リスクを中心に把握する方式からの選択を認める。

既保有株式については、本年末に予定される新規制公表から10年間(2013年まで)標準的手法の適用(リスクウェイト100%)を認める。

問9 今回の見直し案では、政府向け与信についても国別の格付に応じリスク・ウェイトが決められるとのことだが、日本国債のリスク・ウェイトはどのようになるのか。

1. 今回の見直し案においては、国債の信用リスクの評価にあたって、格付に応じたリスク・ウェイトを適用することとされている。ただし、自国通貨建て国債については、各国の裁量で0%のリスク・ウェイトを適用できることとされている。
2. 日本の国内規制上、こうした裁量をどう行使するかについては、今後新規制が取りまとめられた後検討を進めることとなるが、日本国債に債

務不履行のリスクがあるとは考えられず、0%のリスク・ウェイトを適用することになるものと見込まれる。

(参考)日本国債の格付(円建て、長期、平成15年3月末現在)

OECD 輸出信用格付	(1A(最上位)相当)
日本貿易保険	A(最上位)
国際協力銀行	(1A(最上位)相当)

Fitch	AA-
JCR	AAA
Moody's	A2
R & I	AAA
S&P	AA-

問10 新BIS規制の実施までの日程如何。

1. バーゼル委員会は、今般公表された第3次市中協議案に対するコメントを本年7月末まで受け付けることとしており、コメント等を踏まえ新規制を確定し、本年末までに公表する予定である。
2. 最終案の公表後、各国の監督当局においては国内規制や検査・監督体制の整備、銀行においても新BIS規制に沿ったシステムの整備等を行う必要がある。
3. バーゼル委員会は、こうした準備期間を考慮し、2006年末から新BIS規制で実施に移すこととしている。なお、先進的な手法(信用リスクの内部格付手法及びオペレーショナル・リスクの先進的計測手法)を選択する銀行については、新BIS規制実施の1年前(2005年末)から現行規制と並行して試行計算を行い、結果を各国当局に提出することとされている。

(備考)

バーゼル銀行監督委員会

日、米、英、独、仏、加、伊、スイス、スウェーデン、蘭、白、ルクセンブルグ、スペインの13ヶ国の銀行監督当局と中央銀行からなる委員会。B I S (国際決済銀行、本部バーゼル) が事務局を務めているが、B I S 自体からは独立して意思決定を行っている。現在の議長はニューヨーク連銀のマクドナー総裁(本年5月にスペイン中銀のカルアナ総裁に交代予定)。創設は1975年。

バーゼル合意 (B I S 規制)

国際的に活動する銀行の自己資本比率に関する国際統一基準。国際的な金融システムの健全性の強化と、国際業務に携わる銀行の間の競争上の不均衡の軽減を目的として、1988年にバーゼル委員会で取り決められた。一定の方式で計算されたりスクアセット(例えば、現行規制では、企業向けの貸付けは一律100%と評価、国債保有は0%等)の合計と、自己資本の間の比率が、8%以上であることを求めている。